

令和7年2月定例会 資料

長浜市教育委員会

令和7年2月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和7年2月13日(木) 午前10時00分～
長浜市役所5階 教育委員会室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認
1月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第1号 議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見について

議案第2号 長浜市教育事務局組織規委員会則の一部改正について

議案第3号 長浜市教育委員会事務処理規程の一部改正について

日程第5 協議・報告事項

(1) 長浜市教育振興基本計画策定員会委員の委嘱について

日程第6 その他

3. 閉 会

令和7年3月教育委員会臨時会開催日程 3月3日(月) 午後1時30分～

令和7年3月教育委員会定例会開催日程 3月26日(水) 午後1時30分～

議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見について

議会の議決を経るべき教育関係議案に関して原案のとおり同意することについて、教育委員会の議決を求める。

令和7年2月13日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育総務課

議案番号：第2号

件 名：長浜市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

第1 提出理由

教育委員会事務局の事務の効率化や重点施策への注力を図るため、教育委員会事務局内の組織再編を行うもの。

第2 要点

- 1 教育改革推進室を教育改革推進課に改称する。
- 2 すこやか教育推進課を廃止し、学校給食関係の事務を担う所管課として学校給食課を新設する。
- 3 すこやか教育推進課の学校給食関係以外の所管事務を教育総務課、教育改革推進課及び教育指導課に追加する。

第3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

長浜市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

長浜市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように制定することについて、教育委員会の議決を求める。。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

長浜市教育委員会事務局組織規則（平成18年長浜市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「室、課内室、」を削り、同項の表中「課内室及び」及び「及び室」を削り、「教育改革推進室」を「教育改革推進課」に、「

教育指導課	学校教育係、子ども・学校支援係
（教職員人事室）	教職員人事係
（特別支援教育推進室）	特別支援教育推進係
（木之本教育指導事務所）	
すこやか教育推進課	環境整備係、健康教育係、学校給食係

」を「

教育指導課	学校教育係、子ども・学校支援係、学務係、健康教育係、教職員人事係、特別支援教育推進係
（木之本教育指導事務所）	
学校給食課	学校給食係

」に改め、同条第 2 項の表長浜市立学校給食センターの項所管課の欄中「すこやか教育推進課」を「学校給食課」に改める。

別表中「室、課内室、」を削り、「

教育総務課	総務係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 委員会の会議及び運営に関すること。 (2) 委員会所管職員（学校、幼稚園、保育所及び認定こども園教職員を除く。）の定数、任免その他人事に関すること。 (3) 公印の看守に関すること。 (4) 教育行政の相談に関すること。 (5) 教育の調査統計に関すること。 (6) その他事務局の事務分掌に当てはまらないこと。
	施設管理係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校、幼稚園、保育所及び認定こども園施設（以下「教育施設等」という。）の設置、変更及び廃止に関すること。 (2) 教育施設等の通常の管理及び施設の目的外使用に関すること。 (3) 教育施設等の建築計画及び営繕に関すること。
教育改革推進室	教育改革推進係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育課題の重点化並びに教育改革の企画及び総合調整に関すること。 (2) 学校適正配置及び小中一貫教育に関すること。 (3) 「長浜子どものちかい」及び「長浜子育て憲章」の推進に関すること。
	学校ICT活用推進係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校のICT活用の推進に関すること。 (2) 校務の情報化に関すること。
教育指導課	学校教育係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校の管理運営、学級編成に関すること及び組織編成に関すること。 (2) 教育課程、教科内容及び教材の取扱いに関すること。 (3) 学習指導（保健体育を除く。）、生徒指導及び進路指導に関すること。 (4) 教科用図書採択及び指導書に関すること。 (5) 学校教育資料の調査、整理及び出版に関すること。 (6) 児童及び生徒の就学に関すること。 (7) 学校における人権教育に関すること。 (8) 国際理解及び小学校英語教育に関すること。 (9) 情報教育に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> (10) 学校の校外学習及び体験学習に関すること。 (11) その他学校の運営及び教育活動に関すること。 (12) P T A連絡協議会に関すること。 (13) 教育センターに関すること。
	子ども・学校支援係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生徒指導全般に関すること。 (2) 児童及び生徒の就学に係る変更、区域外就学等に関すること。 (3) 通学区域の設定及び変更に関すること。 (4) 学齢簿に関すること。 (5) 青少年センターに関すること。
すこやか教育推進課	教職員人事室	教職員人事係 <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教職員の定数、任免その他人事に関すること。 (2) 学校教職員のサービスの監督及び研修に関すること。 (3) 学校教職員の福利厚生に関すること。 (4) 学校教職員の組織する職員団体に関すること。 (5) 学校教員（退職者を含む。）の叙勲及び表彰に関すること。
	特別支援教育推進室	特別支援教育推進係 <ul style="list-style-type: none"> (1) 園における特別支援教育に関すること。 (2) 学校における特別支援教育に関すること。
	木之本教育指導事務所	<p>教育総務課、教育改革推進室、教育指導課、すこやか教育推進課及び幼児課の分掌事務のうち教育指導課長が指定するもの。ただし、指定にあたっては他の課長の意見を聞くものとし、その事務処理範囲は市町の廃置分合（平成21年総務省告示第189号）により廃止された伊香郡の区域内とする。</p>
すこやか教育推進課	環境整備係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校の教材、教具、図書（指導書を除く。）及びICT環境の整備に関すること。 (2) 学校の事務及び予算執行に関すること。 (3) 就学援助に関すること。 (4) 通学バス及び教育バスの運行管理に関すること。
	健康教育係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校の保健、安全及び環境衛生に係る指導助言、援助及び関係機関に関すること。

		<p>(2) 学校体育に係る指導助言、援助及び関係機関に関すること。</p> <p>(3) 学校教職員並びに児童及び生徒の健康管理及び安全指導に関すること。</p> <p>(4) 児童、生徒及び幼稚園児の災害共済給付事務に関すること。</p> <p>(5) 学校及び園医の委嘱に関すること。</p> <p>(6) 教科用図書の無償給与に関すること。</p>
	学校給食係	<p>(1) 学校給食に関すること。</p> <p>(2) 学校の食育に関すること。</p>

」を「

教育総務課	総務係	<p>(1) 委員会の会議及び運営に関すること。</p> <p>(2) 委員会所管職員（学校、幼稚園、保育所及び認定こども園教職員を除く。）の定数、任免その他人事に関すること。</p> <p>(3) 公印の看守に関すること。</p> <p>(4) 教育行政の相談に関すること。</p> <p>(5) 教育の調査統計に関すること。</p> <p>(6) その他事務局の事務分掌に当てはまらないこと。</p>
	施設管理係	<p>(1) 学校、幼稚園、保育所及び認定こども園施設（以下「教育施設等」という。）の設置、変更及び廃止に関すること。</p> <p>(2) 教育施設等の通常の管理及び施設の目的外使用に関すること。</p> <p>(3) 教育施設等の建築計画及び営繕に関すること。</p> <p>(4) 学校の事務及び予算執行に関すること。</p> <p>(5) 学校の教材、教具、図書（指導書を除く。）の整備に関すること。</p>
教育改革推進課	教育改革推進係	<p>(1) 教育課題の重点化並びに教育改革の企画及び総合調整に関すること。</p> <p>(2) 学校適正配置及び小中一貫教育に関すること。</p> <p>(3) 「長浜子どもものちかい」及び「長浜子育て憲章」の推進に関すること。</p>
	学校ICT活	<p>(1) 学校のICT環境の整備に関すること。</p> <p>(2) 学校のICT活用の推進に関すること。</p>

	用 推 進 係	(3) 校務の情報化に関すること。
教育指導課	学 校 教 育 係	(1) 学校の管理運営、学級編成に関すること及び組織編成に関すること。 (2) 教育課程、教科内容及び教材の取扱いに関すること。 (3) 学習指導（保健体育を除く。）、生徒指導及び進路指導に関すること。 (4) 教科用図書の採択及び指導書に関すること。 (5) 学校教育資料の調査、整理及び出版に関すること。 (6) 児童及び生徒の就学に関すること。 (7) 学校における人権教育に関すること。 (8) 国際理解及び小学校英語教育に関すること。 (9) 情報教育に関すること。 (10) 学校の校外学習及び体験学習に関すること。 (11) その他学校の運営及び教育活動に関すること。 (12) P T A連絡協議会に関すること。 (13) 教育センターに関すること。
	子 ど も ・ 学 校 支 援 係	(1) 生徒指導全般に関すること。 (2) 学びの多様化学校に関すること。 (3) 青少年センターに関すること。
	学務係	(1) 教科用図書の無償給与に関すること。 (2) 児童及び生徒の就学に係る変更、区域外就学等に関すること。 (3) 通学区域の設定及び変更に関すること。 (4) 学齢簿に関すること。 (5) 就学援助に関すること。 (6) 通学バス及び教育バスの運行管理に関すること。
	健 康 教 育 係	(1) 学校の保健、安全及び環境衛生に係る指導助言、援助及び関係機関に関すること。 (2) 学校体育に係る指導助言、援助及び関係機関に関すること。 (3) 学校教職員並びに児童及び生徒の健康管理及び安全指導に関すること。 (4) 児童、生徒及び幼稚園児の災害共済給付事務に関する

		こと。 (5)学校及び園医の委嘱に関すること。
	教職員 人事係	(1) 学校教職員の定数、任免その他人事に関すること。 (2) 学校教職員のサービスの監督及び研修に関すること。 (3) 学校教職員の福利厚生に関すること。 (4) 学校教職員の組織する職員団体に関すること。 (5) 学校教員（退職者を含む。）の叙勲及び表彰に関すること。
	特別支 援教育 推進係	(1) 園における特別支援教育に関すること。 (2) 学校における特別支援教育に関すること。
	木之 本教 育指 導事 務所	教育総務課、教育改革推進課、教育指導課、学校給食課、 幼児課の分掌事務のうち教育指導課長が指定するもの。た だし、指定にあたっては他の課長の意見を聞くものとし、 その事務処理範囲は市町の廃置分合（平成21年総務省告示 第189号）により廃止された伊香郡の区域内とする。
学校給食課	学校給 食係	(1) 学校給食に関すること。 (2) 学校の食育に関すること。 (3) 学校給食センターの通常の管理・運営に関するこ と。

」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

長浜市教育委員会事務局組織規則の一部改正

新旧対照表

新		旧	
(課等の設置) 第2条 事務局に次の課、事務所及び係を置く。		(課等の設置) 第2条 事務局に次の課、 <u>室、課内室</u> 、事務所及び係を置く。	
課 (事務所)	係	課 (<u>課内室及び事務所</u>) <u>及び室</u>	係
(略)		(略)	
教育改革推進課	教育改革推進係、学校ICT活用推進係	教育改革推進室	教育改革推進係、学校ICT活用推進係
教育指導課	学校教育係、子ども・学校支援係、学務係、健康教育係、教職員人事係、特別支援教育推進係	教育指導課	学校教育係、子ども・学校支援係
(木之本教育指導事務所)		(教職員人事室)	教職員人事係
		(特別支援教育推進室)	特別支援教育推進係
		(木之本教育指導事務所)	
学校給食課	学校給食係	すこやか教育推進課	環境整備係、健康教育係、学校給食係
幼児課	総務係、管理係、保育推進係	幼児課	総務係、管理係、保育推進係
2 個別の行政サービスの提供を図るために、次に掲げる教育機関等を設置する。		2 個別の行政サービスの提供を図るために、次に掲げる教育機関等を設置する。	
教育機関	所管課	教育機関	所管課
長浜市立学校給食センター	学校給食課	長浜市立学校給食センター	すこやか教育推進課
(略)		(略)	
別表 (第4条関係)		別表 (第4条関係)	
課、事務所及び係	分掌事務	課、 <u>室、課内室</u> 、 <u>事務所及び係</u>	分掌事務
教育総務課	総務係 (1) 委員会の会議及び運営に関すること。 (2) 委員会所管職員 (学校、幼稚園、保育所及び認定こども園教職員を除	教育総務課	総務係 (1) 委員会の会議及び運営に関すること。 (2) 委員会所管職員 (学校、幼稚園、保育所及び認定こども園教職員を除

新			旧		
		<p>く。)の定数、任免その他人事に関する事。</p> <p>(3) 公印の看守に関する事。</p> <p>(4) 教育行政の相談に関する事。</p> <p>(5) 教育の調査統計に関する事。</p> <p>(6) その他事務局の事務分掌に当てはまらない事。</p>			<p>く。)の定数、任免その他人事に関する事。</p> <p>(3) 公印の看守に関する事。</p> <p>(4) 教育行政の相談に関する事。</p> <p>(5) 教育の調査統計に関する事。</p> <p>(6) その他事務局の事務分掌に当てはまらない事。</p>
	施設管理係	<p>(1) 学校、幼稚園、保育所及び認定こども園施設(以下「教育施設等」という。)の設置、変更及び廃止に関する事。</p> <p>(2) 教育施設等の通常の管理及び施設の目的外使用に関する事。</p> <p>(3) 教育施設等の建築計画及び営繕に関する事。</p> <p>(4) 学校の事務及び予算執行に関する事。</p> <p>(5) 学校の教材、教具、図書(指導書を除く。)の整備に関する事。</p>		施設管理係	<p>(1) 学校、幼稚園、保育所及び認定こども園施設(以下「教育施設等」という。)の設置、変更及び廃止に関する事。</p> <p>(2) 教育施設等の通常の管理及び施設の目的外使用に関する事。</p> <p>(3) 教育施設等の建築計画及び営繕に関する事。</p>
教育改革推進課	教育改革推進係	<p>(1) 教育課題の重点化並びに教育改革の企画及び総合調整に関する事。</p> <p>(2) 学校適正配置及び小中一貫教育に関する事。</p> <p>(3) 「長浜子どもちかい」及び「長浜子育て憲章」の推進に関する事。</p>	教育改革推進室	教育改革推進係	<p>(1) 教育課題の重点化並びに教育改革の企画及び総合調整に関する事。</p> <p>(2) 学校適正配置及び小中一貫教育に関する事。</p> <p>(3) 「長浜子どもちかい」及び「長浜子育て憲章」の推進に関する事。</p>
	学校ICT活用推進係	<p>(1) 学校のICT環境の整備に関する事。</p> <p>(2) 学校のICT活用の推進に関する事。</p> <p>(3) 校務の情報化に関する事。</p>		学校ICT活用推進係	<p>(1) 学校のICT活用の推進に関する事。</p> <p>(2) 校務の情報化に関する事。</p>
教育指導課	学校教育係	<p>(1) 学校の管理運営、学級編成に関する事及び組織編成に関する事。</p> <p>(2) 教育課程、教科内容及び教材の取扱いに関する事。</p> <p>(3) 学習指導(保健体育を除く。)、生徒指導及び進路指導に関する事。</p> <p>(4) 教科用図書の採択及び指導書に関する事。</p> <p>(5) 学校教育資料の調査、整理及び出版に関する事。</p> <p>(6) 児童及び生徒の就学に関する事。</p> <p>(7) 学校における人権教育に関する事。</p>	教育指導課	学校教育係	<p>(1) 学校の管理運営、学級編成に関する事及び組織編成に関する事。</p> <p>(2) 教育課程、教科内容及び教材の取扱いに関する事。</p> <p>(3) 学習指導(保健体育を除く。)、生徒指導及び進路指導に関する事。</p> <p>(4) 教科用図書の採択及び指導書に関する事。</p> <p>(5) 学校教育資料の調査、整理及び出版に関する事。</p> <p>(6) 児童及び生徒の就学に関する事。</p> <p>(7) 学校における人権教育に関する事。</p>

新			旧		
		<ul style="list-style-type: none"> (8) 国際理解及び小学校英語教育に関すること。 (9) 情報教育に関すること。 (10) 学校の校外学習及び体験学習に関すること。 (11) その他学校の運営及び教育活動に関すること。 (12) P T A連絡協議会に関すること。 (13) 教育センターに関すること。 			<ul style="list-style-type: none"> (8) 国際理解及び小学校英語教育に関すること。 (9) 情報教育に関すること。 (10) 学校の校外学習及び体験学習に関すること。 (11) その他学校の運営及び教育活動に関すること。 (12) P T A連絡協議会に関すること。 (13) 教育センターに関すること。
	子ども・学校支援係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生徒指導全般に関すること。 (2) 学びの多様化学校に関すること。 (3) 青少年センターに関すること。 		子ども・学校支援係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生徒指導全般に関すること。 (2) 児童及び生徒の就学に係る変更、区域外就学等に関すること。 (3) 通学区域の設定及び変更に関すること。 (4) 学齢簿に関すること。 (5) 青少年センターに関すること。
	学務係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教科用図書の無償給与に関すること。 (2) 児童及び生徒の就学に係る変更、区域外就学等に関すること。 (3) 通学区域の設定及び変更に関すること。 (4) 学齢簿に関すること。 (5) 就学援助に関すること。 (6) 通学バス及び教育バスの運行管理に関すること。 			
	健康教育係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校の保健、安全及び環境衛生に係る指導助言、援助及び関係機関に関すること。 (2) 学校体育に係る指導助言、援助及び関係機関に関すること。 (3) 学校教職員並びに児童及び生徒の健康管理及び安全指導に関すること。 (4) 児童、生徒及び幼稚園児の災害共済給付事務に関すること。 (5) 学校及び園医の委嘱に関すること。 			
	教職員人事係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教職員の定数、任免その他人事に関すること。 (2) 学校教職員のサービスの監督及び研修に関すること。 (3) 学校教職員の福利厚生に関すること。 (4) 学校教職員の組織する職員団体に関すること。 (5) 学校教員（退職者を含む。）の叙勲及び表彰に関すること。 	教職員人事室	教職員人事係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教職員の定数、任免その他人事に関すること。 (2) 学校教職員のサービスの監督及び研修に関すること。 (3) 学校教職員の福利厚生に関すること。 (4) 学校教職員の組織する職員団体に関すること。 (5) 学校教員（退職者を含む。）の叙勲及び表彰に関すること。

新			旧		
	特別支援教育推進係	(1) 園における特別支援教育に関する こと。 (2) 学校における特別支援教育に関する こと。	特別支援教育推進室	特別支援教育推進係	(1) 園における特別支援教育に関する こと。 (2) 学校における特別支援教育に関する こと。
	木之本教育指導事務所	教育総務課、教育改革推進課、教育指導課、学校給食課、幼児課の分掌事務のうち教育指導課長が指定するもの。ただし、指定にあたっては他の課長の意見を聞くものとし、その事務処理範囲は市町の廃置分合（平成21年総務省告示第189号）により廃止された伊香郡の区域内とする。	木之本教育指導事務所	教育総務課、教育改革推進室、教育指導課、すこやか教育推進課及び幼児課の分掌事務のうち教育指導課長が指定するもの。ただし、指定にあたっては他の課長の意見を聞くものとし、その事務処理範囲は市町の廃置分合（平成21年総務省告示第189号）により廃止された伊香郡の区域内とする。	
学校給食課	学校給食係	(1) 学校給食に関すること。 (2) 学校の食育に関すること。 (3) 学校給食センターの通常の管理・運営に関すること。	すこやか教育推進課	環境整備係	(1) 学校の教材、教具、図書（指導書を除く。）及びICT環境の整備に関する こと。 (2) 学校の事務及び予算執行に関する こと。 (3) 就学援助に関すること。 (4) 通学バス及び教育バスの運行管理に 関すること。
				健康教育係	(1) 学校の保健、安全及び環境衛生に係る指導助言、援助及び関係機関に関する こと。 (2) 学校体育に係る指導助言、援助及び関係機関に関する こと。 (3) 学校教職員並びに児童及び生徒の健康管理及び安全指導に関する こと。 (4) 児童、生徒及び幼稚園児の災害共済給付事務に関する こと。 (5) 学校及び園医の委嘱に関する こと。 (6) 教科用図書の無償給与に関する こと。
				学校給食係	(1) 学校給食に関する こと。 (2) 学校の食育に関する こと。

新			旧		
幼児課	総務係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 就学前教育・保育の総合的な企画、調整及び推進並びに指導に関すること。 (2) 園への就園（区域外就園等を含む。）及び入所に関すること。 (3) 通園区域の設定及び変更に関すること。 (4) 保育料等の徴収及び減免に関すること。 (5) 子ども・子育て支援事業に関すること。 	幼児課	総務係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 就学前教育・保育の総合的な企画、調整及び推進並びに指導に関すること。 (2) 園への就園（区域外就園等を含む。）及び入所に関すること。 (3) 通園区域の設定及び変更に関すること。 (4) 保育料等の徴収及び減免に関すること。 (5) 子ども・子育て支援事業に関すること。
	管理係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 園の設置等に関すること。 (2) 通園バスの運行管理に関すること。 (3) 園の給食に関すること。 (4) 保育所及び認定こども園乳幼児の災害共済給付事務に関すること。 (5) 園の教材、教具及び図書の整備に関すること。 (6) 園の事務及び予算執行に関すること。 (7) 私立の園及び認可外保育施設等に関すること。 (8) 所管する社会福祉法人の指導監査に関すること。 		管理係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 園の設置等に関すること。 (2) 通園バスの運行管理に関すること。 (3) 園の給食に関すること。 (4) 保育所及び認定こども園乳幼児の災害共済給付事務に関すること。 (5) 園の教材、教具及び図書の整備に関すること。 (6) 園の事務及び予算執行に関すること。 (7) 私立の園及び認可外保育施設等に関すること。 (8) 所管する社会福祉法人の指導監査に関すること。
	保育推進係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 就学前教育・保育の総合的な企画、調整及び推進並びに指導に関すること。 (2) 園教職員の定数、任免その他人事に関すること。 (3) 園教職員のサービスの監督及び研修に関すること。 (4) 園の管理運営、学級編成に関すること及び組織編成に関すること。 (5) 園の教育・保育課程及び教育活動・保育内容に関すること。 (6) 支援ルームに関すること。 (7) 園における人権教育及び道德教育に関すること。 (8) 園における生活指導及び家庭支援に関すること。 (9) 園児の食育、健康管理、検診及び安全指導に関すること。 		保育推進係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 就学前教育・保育の総合的な企画、調整及び推進並びに指導に関すること。 (2) 園教職員の定数、任免その他人事に関すること。 (3) 園教職員のサービスの監督及び研修に関すること。 (4) 園の管理運営、学級編成に関すること及び組織編成に関すること。 (5) 園の教育・保育課程及び教育活動・保育内容に関すること。 (6) 支援ルームに関すること。 (7) 園における人権教育及び道德教育に関すること。 (8) 園における生活指導及び家庭支援に関すること。 (9) 園児の食育、健康管理、検診及び安全指導に関すること。

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育総務課

議案番号：第3号

件 名：長浜市教育委員会事務処理規程の一部改正について

第1 提出理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第1項の規定に基づき、保有個人情報を安全に管理するために必要かつ適切な措置を講ずる必要があることから、保有する個人情報に関しては、令和7年度から市長部局において実地の監査が行われるため、教育委員会においても市長部局の運用を適用させる規定を設け、適切な対応を可能とする必要がある。

このため、市長部局において制定された規程を教育委員会部局においても準用するため、長浜市教育委員会事務処理規程の一部を改正するもの。

第2 要点

保有個人情報の管理に関する規定を追加する。

第3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

長浜市教育委員会事務処理規程の一部改正について

長浜市教育委員会事務処理規程の一部を次のように改正することについて、教育委員会の議決を求める。

令和7年2月13日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市教育委員会事務処理規程の一部を改正する訓令

長浜市教育委員会事務処理規程（平成23年長浜市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第13条に次の1項を加える。

- 3 保有する個人情報の管理については、長浜市の保有する個人情報等管理規程（令和6年長浜市訓令第46号）の例による。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

長浜市教育委員会事務処理規程の一部改正

新旧対照表

新	旧
<p>(準用) 第13条 (略) 2 (略) 3 <u>保有する個人情報の管理については、長浜市の保有する個人情報等管理規程（令和6年長浜市訓令第46号）の例による。</u></p>	<p>(準用) 第13条 (略) 2 (略)</p>

長浜市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について

第4期長浜市教育振興基本計画策定着手に伴い、次の10人に委員を委嘱しましたので報告します。

(敬称略、順不同)

氏名	任期	役職等	備考
平井 敏孝	令和7年1月30日～ 令和8年3月31日	滋賀文教短期大学 教授	新任
辻 延浩	令和7年1月30日～ 令和8年3月31日	滋賀大学 教授	新任
川瀬 寛子	令和7年1月30日～ 令和8年3月31日	長浜市社会教育委員会議 委員	再任
織田 しげみ	令和7年1月30日～ 令和8年3月31日	元小学校長	新任
宮本 麻里	令和7年1月30日～ 令和8年3月31日	長浜市PTA連絡協議会 幹事	新任
中山 郁英	令和7年1月30日～ 令和8年3月31日	長浜市市民協働推進会議 委員	新任
藤居 みよし	令和7年1月30日～ 令和8年3月31日	長浜市図書館協議会 副会長	新任
山田 純子	令和7年1月30日～ 令和8年3月31日	長浜市スポーツ推進委員会 理事	新任
河瀬 賀行	令和7年1月30日～ 令和8年3月31日	一般社団法人長浜青年会議所 副理事長	新任
北居 理恵	令和7年1月30日～ 令和8年3月31日	NPO法人Take-Liaison 副理事長	新任

【(参考) 第3期教育振興基本計画策定委員会委員】

氏名	任期	役職等	備考
前田 康一	令和2年1月24日～ 令和3年3月31日	滋賀文教短期大学 教授	
大橋 松行	令和2年1月24日～ 令和3年3月31日	長浜市社会教育委員会議 委員長	
川瀬 久栄	令和2年1月24日～ 令和3年3月31日	南郷里小学校 校長	
小谷 貴之	令和2年1月24日～ 令和3年3月31日	長浜市PTA連絡協議会 副会長	
伏木 梨絵	令和2年1月24日～ 令和3年3月31日	下草野地域づくり協議会 下草野地区地域活力プランナー	

川瀬 寛子	令和2年1月24日～ 令和3年3月31日	未来をになう長浜っ子育成プロジェクト 副座長	
草野 佳代	令和2年1月24日～ 令和3年3月31日	長浜城歴史博物館友の会 副会長	
田川 重雄	令和2年1月24日～ 令和3年3月31日	長浜市スポーツ推進委員会 会長	
狩野 翔平	令和2年1月24日～ 令和3年3月31日	一般社団法人長浜青年会議所 副理事長	
林 智子	令和2年1月24日～ 令和3年3月31日	NPO 法人『好きと生きる』 理事	

教育基本法より抜粋

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

長浜市教育振興基本計画策定委員会規則より抜粋

(委員)

第3条 委員は、次に掲げるもののうちから教育長が委嘱又は任命する。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 保護者の代表者
- (5) 地域の代表者
- (6) その他教育長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の調査審議が終了するまでとする。